別記様式第十七号（第十二条関係）　（平一二農水令一〇七・全改）



	(イ) 単位 （ミリメートル）	(ロ) 単位 （ミリメートル）	(ハ) 単位 （ミリメートル）
線の長さ	五〇	三〇	二五
線の幅	五	三	三

備考

一　肉色は青色とする。

二　(イ)欄の消印は別記様式第六号(イ)欄の等級証印を抹消し、又は訂正するときに、(ロ)欄の消印は同様式(ロ)欄の等級証印を抹消し、又は訂正するときに、(ハ)欄の消印は同様式(ハ)欄の等級証印、別記様式第七号の種子用証印及び別記様式第八号の醸造用証印を抹消し、又は訂正するときに、使用するものとする。